

別表第五号の五の二 包括免許(施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る無線局の開設等届出書の様式(第24条の2関係)

1 1枚目

包括免許に係る無線局の 開設 変更 届出書			
年 月 日			
(何)総合通信局長(注2)殿			
ふりがな 届出者(注3)住所 所			
ふりがな 氏名又は名称 印			
電波法第27条の6第3項の規定により、包括して免許を受けている無線局に関して、 下記のとおり 開設 変更 したので、届け出ます。			
記			
1 包括免許の番号			
2 特定無線局の番号			
3 特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日			
辺 長  辺 備 の 設 置 場	設置場所 番号	設置場所の 区別コード	住 所
	フリガナ		
	都道府県一市町村コード [ ]		
	フリガナ		
	都道府県一市町村コード [ ]		
フリガナ			
都道府県一市町村コード [ ]			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

## 2 2枚目

短 辺 工事設計の内容											※ 整理番号					
	(1) 装置の区別		(2) 適合表示無線設備の番号			(3) 無線設備の製造番号			(4) 予備電源		(5) 設置場所番号					
	番号								<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無						
5	(6) 空中線系番号	(7) 空中線										(8) 給電線等				(9) 発射する周波数等
		空中線型式等				海拔高 (m)	地上高 (m)	利得 (dBi)	指向方向 (度)	水平面の主輻射の角度 の幅(度)	空中線の位置 緯度	給電線損失 送信(dB)	共用器損失 受信(dB)	その他損失 送信(dB)		
		送受の別 コード	基本コード	付加コード	偏波面コード											
		( )														
( )																
( )																
(10) その他の工事設計										<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。						
6																

長

辺

(日本工業規格A列4番)

## 3 3枚目

短 辺 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力	(11)	周波数番号	電波の型式	周波数		空中線電力		補足事項					

長

辺

(日本工業規格A列4番)

注1 開設又は変更のいずれかの不要の文字を抹消すること。

2 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

3 届出者欄の記載は、次によること。

(1) 住所については、包括免許人の住所を記載すること。

(2) 氏名又は名称は、包括免許人の氏名又は名称を記載し、氏名を自筆で記載したときは、押印を省略できる。

4 1の欄は、現に包括免許を受けている番号を記載すること。

5 3の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した期日を「平成26年4月1日」の場合は「H26. 4. 1」のように記載すること。

6 4の欄は、次によること。

(1) 特定陸上移動中継局にあつては、無線設備の設置場所を記載すること。

(2) その他の無線局にあつては、送信所、受信所、通信所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所(「何県何市何町○一〇一〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。)を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

7 5の欄は、次によること。

(1) 装置の区別の欄は、一の無線局において2以上の送信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、送受信空中線等の関連付けができるよう装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合においては工事設計の内容が同一である部分に「第一装置と同じ」のように記載することができる。

(2) 適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号に係る届出番号を記載すること。

(3) 無線設備の製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。

(4) 予備電源の欄は、該当する□にレ印を付けること。

(5) 設置場所番号の欄は、4の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。

(6) 空中線系番号の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1—2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「○○通信系」のように記載すること。

(7) 空中線の欄は、次によること。

ア 送受の別コードの欄、基本コードの欄、附加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

イ 海抜高及び地上高の欄は、空中線の最高部の高さを記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

ウ 利得の欄は、Gis(絶対利得)で記載すること。

エ 指向方向の欄は、指向性空中線を使用する無線局(特定陸上移動中継局を除く。)に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

オ 水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局(特定陸上移動中継局を除く。)に限り記載すること。

カ 空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135.30.05」のように記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(8) 給電線等の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。

(9) 発射する周波数等の欄は、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、单一の送信装置及び空中線系を使用する場合、单一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「—」を記載し、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の記載は要しない。

(10) その他の工事設計の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

(11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄は、次によること。

ア 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

- イ 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
  - ウ 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
  - エ 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
  - オ 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
- 8 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 9 包括免許(施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る無線局の開設等届出書の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。